

地域生活応援会議 提出書類 早見表

R4.7～

提出先		包括経由で市へ提出	包括へ提出		
タイミング		会議前	会議対象ケースのプラン期間終了後		
提出期限		会議前週(金)12時	最終評価実施翌月末日まで		
			介護保険サービス利用終了	要支援・事業対象者として介護保険サービス継続利用	区分変更(要介護)、死亡、中断、転出、長期入院等
介護支援専門員(CM)	I①	利用者基本情報	○		
	I②	基本チェックリスト(通常版)	○	●	●
	I③	介護予防サービス・支援計画表(ケアプラン※ <sup>1</sup> ):包括意見・署名入り	○		○
	I④	アドバイズリクエストシート	△(任意)		
	I⑤	介護予防支援・サービス評価表		○	○
事業所	訪問・通所	II①	アセスメントシート※ <sup>4</sup> (各事業所で使用しているもの)	○※ <sup>2</sup>	
		II②	介護予防サービス個別計画書(各事業所で使用しているもの)	○※ <sup>2</sup>	
	福祉用具レンタル		福祉用具サービス計画書(基本情報・利用計画)	○※ <sup>3</sup> 福祉用具レンタル事業所の <b>会議参加は不要</b>	
元気アップ計画書				△(任意)	

● : 事前・事後あるいは、前回・今回ともに記載されたもの

※1: ケアプランの期間・・・新規6か月、それ以降1年で、プラン期間終了後の評価等書類の市へ提出必要はありません

※2: 訪問看護・訪問リハ: 会議参加対象外。資料提出も不要。訪問看護・訪問リハを併用の場合も同様

※3: 会議参加対象サービス併用時のみ、資料をご提出ください。福祉用具レンタルのみの場合は、資料提出不要

<事業所の任意様式について>

※4: 栄養・食支援の支援計画がある対象者については、アセスメントシート等へ、食事内容(牛乳・乳製品・野菜・海藻・きのこ類・たんぱく質摂取状況、塩分過多の有無、間食、たんぱく質等)、間食、食事量の減少、体重の増減について記載する。

➡ 桑名市HPの「サービス事業者用使用様式記載マニュアル 栄養・食支援 アセスメントマニュアル P20～」をご参照ください。

◆ いきいき訪問について

会議対象外ですが、資料のみ提出をお願いします。

・提出資料 : いきいき訪問記録票(初回実施報告書)、介護予防サービス計画・総合評価(いきいき訪問用)

・提出先 : 事業所 → 居宅(包括) → 包括 → 市